

石狩市地域防災計画

基本編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、石狩市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策等に必要な事項を定め、防災活動の円滑な実施を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、防災の万全を期することを目的とする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

- (1) 北海道開発局石狩川開発建設部札幌河川事務所
直轄管理区域内の河川改修、維持管理及び災害復旧の実施に関する事。
- (2) 石狩森林管理署
 - ア 国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事。
 - イ 林野火災の予防対策の樹立及びその未然防止の実施を行う事。
 - ウ 災害時において市の要請に基づく緊急復旧用資材の供給に関する事。
- (3) 第一管区海上保安本部小樽海上保安部
 - ア 災害時における避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等に関する事並びに人員及び物資の海上輸送に関する事。
 - イ 海上における犯罪の予防その他の治安維持に関する事。
 - ウ 死体の検視に関する事。
 - エ 港内、沿岸の船舶に対する気象情報等の伝達に関する事。
- (4) 北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所
国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事。

2 自衛隊（陸上自衛隊第11師団）

- ア 災害派遣要請権者の要請若しくは独自の判断に基づく部隊等の派遣の実施に関する事。
- イ 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、通信の支援等に関する事。

3 北海道（石狩支庁・札幌土木現業所・石狩保健福祉事務所保健福祉部（江別保健所）、石狩北部地区農業改良普及センター、石狩森づくりセンター）

- (1) 石狩支庁
 - ア 北海道防災会議の決定に基づく石狩支庁地域災害対策連絡協議会の運営に関する事。
 - イ 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関する事。
 - ウ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。
 - エ 市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務並びに業務に対する援助及び総合調整に関する事。
 - オ 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。
 - カ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
- (2) 石狩北部地区農業改良普及センター
災害時における農業対策に関する事。
- (3) 札幌土木現業所当別出張所
 - ア 道道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事。
 - イ 河川の改修、維持管理及び災害復旧の実施に関する事。
- (4) 石狩保健福祉事務所保健福祉部（江別保健所）
災害時における医療防疫対策の実施に関する事。
- (5) 石狩森づくりセンター
災害時における森林対策の実施に関する事。

4 北海道警察札幌方面北警察署

- ア 災害に関する情報等の収集報告及び広報に関する事。
- イ 救出及び避難に関する事。
- ウ 行方不明者の調査に関する事。
- エ 死体の検視に関する事。
- オ 交通規制に関する事。
- カ 交通信号施設等の保全に関する事。
- キ 犯罪の予防その他治安維持に関する事。
- ク 危険物の保安措置に関する事。

5 石狩市

- (1) 石狩市
 - ア 市防災会議に関する事務に関する事。
 - イ 市災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。
 - ウ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関する事。
 - エ 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関する事。
 - オ 災害に関する被害の調査、情報の収集及びそれらの報告に関する事。
 - カ 災害の予防と拡大の防止に関する事。
 - キ 救難、救助、防疫等被災者の救護に関する事。
 - ク 被災者に対する給水、給食及び諸物資の供給に関する事。

- ケ 死体の捜索及び収容に関すること。
- コ 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- サ 災害時における交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 災害復旧に関すること。
- ス 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 石狩市教育委員会
 - ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
 - イ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

6 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社北海道支店
 - ア 災害時における重要通信の確保に関すること。
 - イ 災害時における非常・緊急通話の取扱いに関すること。
- (2) 北海道電力株式会社北支社
 - ア 電力施設等の防火管理及び災害時における電力の円滑な供給及び確保に関すること。
 - イ 電力施設の被災状況及び復旧見込等の周知に関すること。
- (3) 日本通運株式会社札幌支店
 - 災害時における貨物（トラック）自動車及び船舶による救助物資並びに避難者の輸送協力に関すること。
- (4) 石狩郵便局
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
 - イ 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。
 - ウ 郵便ネットワークを活用した広報活動。

7 指定地方公共機関

- (1) 北海道ガス株式会社
 - ア ガス工作物（ガス製造設備及び供給施設）の保全、保安に関すること。
 - イ ガス製造及び供給に関すること。
- (2) 石狩花畔、北生振、石狩高富土地改良区
 - 災害時において農業対策に協力すること。

8 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・石狩消防団

- ア 火災及び水害の予消防に関すること。
- イ 被災者の避難及び誘導に関すること。
- ウ 救急業務に関すること。
- エ 治安についての協力に関すること。
- オ 災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 石狩湾新港管理組合
 - ア 災害時における港湾施設の復旧及び管理に関すること。
 - イ 港湾区域内の防災を図る上で必要な資機材の確保に関すること。
- (2) 石狩医師会
 - ア 被災時における病人等の収容及び保護に関すること。
 - イ 災害時における負傷者等の医療、助産及び救助に関すること。
 - ウ 災害時における医療関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 北石狩衛生施設組合
災害時における廃棄物処理に関すること。
- (4) 石狩市農業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - イ 市が行う被害状況調査に対する協力に関すること。
 - ウ 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。
- (5) 石狩湾漁業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - イ 市が行う被害状況調査に対する協力に関すること。
 - ウ 被災漁家に対する融資の斡旋に関すること。
- (6) 石狩商工会議所
 - ア 市が行う被害状況調査に対する協力に関すること。
 - イ 被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること。
 - ウ 物価安定についての協力に関すること。
- (7) 北海道中央バス株式会社
災害時における公共交通機関の確保に関すること。
- (8) 石狩サービス株式会社
災害時における熱供給確保に関すること。
- (9) 石狩救難所
 - ア 水難予防に関すること。
 - イ 水難救助業務に関すること。
- (10) 一般運送業者
災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援に関すること。
- (11) 危険物関係施設の管理者
災害時における危険物の保全、火災事故等の防止及び災害応急措置の実施に関すること。

10 札幌圏防災関係機関連絡会

札幌圏の自治体と防災関係機関が、災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害の発生に備え、平素から連携体制の強化に関する事項を協議し、

地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置している。

(1) 札幌圏自治体の範囲

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市及び当別町、以上5市1町とする。

(2) 防災関係機関

陸上自衛隊北部方面隊総監部、第一管区海上保安本部、北海道及び北海道警察とする。

(3) 協議事項

ア 消火、救助、救急等の活動の連携に関する事項

イ 災害時における情報の収集伝達に関する事項

ウ 緊急物資の調達等に関する事項

エ 緊急車両等の通行路確保に関する事項

オ ヘリコプターの効率的運用に関する事項

カ その他災害に関する事項